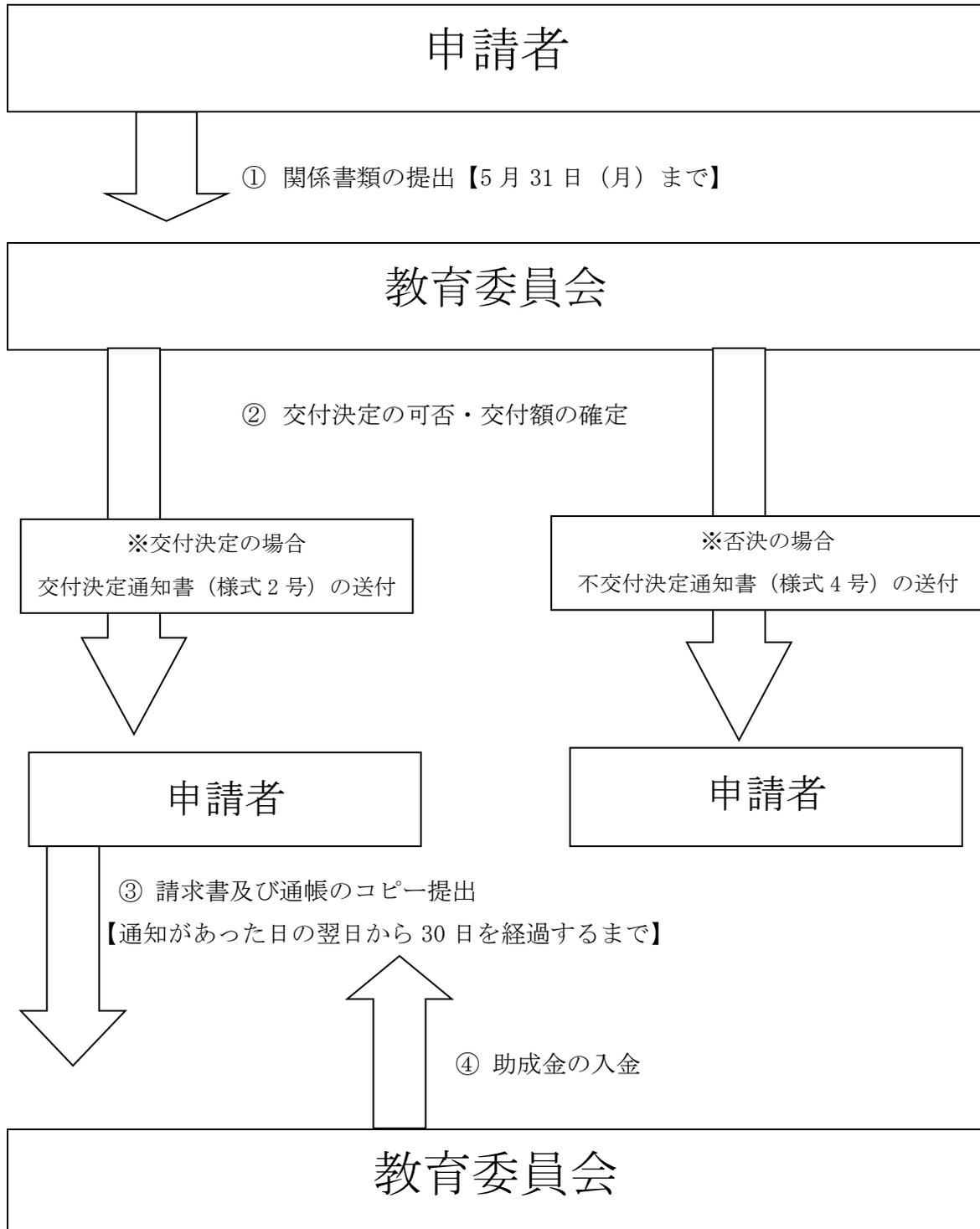


阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金について（フロー）

○フロー



※裏面の注意点をご確認ください。

○注意点

①対象となる新成人(申請者)は、申請者令和3年5月31日(月)までに別添の説明事項に記載してある関係書類を郵送又は持参にて教育委員会に提出する。

※令和3年1月6日以降に発生したキャンセル料等が対象で前撮り料金・物品購入費・振込手数料等は対象とならない。

※交付の申請は新成人者のキャンセル料等を負担した者が1回に限り行うことができる。

②教育委員会は、提出された書類を審査し、交付決定した場合、交付決定通知書(様式第2号)を申請者あてに送付する。否決の場合は、不交付決定通知書(様式第4号)を同様に送付する。

③交付決定を受けた申請者は、通知があった日の翌日から30日を経過する日までに、請求書及び通帳又はキャッシングカードの写しを郵送又は持参にて教育委員会に提出する。(請求書様式及び返信用封筒は、交付決定後、教育委員会から申請者あてに交付決定通知書とともに送付する。)

④教育委員会は、③の提出が確認され次第、指定の口座に入金を行う。